

見附市立見附小学校におけるいじめの防止等のための基本方針

令和8年4月

見附市立見附小学校

はじめに

この見附市立見附小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう、以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、**全ての児童に関係する問題**であり、**どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性**があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、**学校全体で組織的**かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

※「新潟県いじめ等の対策に関する条例」について（令和2年12月施行）

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」では、新たに「いじめ類似行為」が加わった。「いじめ類似行為」とは、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合を言う。「いじめ類似行為」は、いじめと同様に扱い、行為を行った児童に対して、学校は、保護者などと連携しながら指導を行う。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」）として、「いじめ・不登校対策委員会」（以下「委員会」）を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

（1）構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年部、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

（2）役割内容

- ① 学校基本方針に基づく、未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正等
- ② いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ③ 児童生徒や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- ④ 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修等の企画と実施
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為等の相談、通報の窓口
- ⑥ 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応
情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携等。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

（1）いじめの未然防止のための取組

① 学級づくりを核にした教育活動

どの学級も違いを認め合い、建設的に支え合う居場所となるよう、教育活動全体の基盤となる学級づくり（環境づくり）を組織的に取り組む。

② 授業改善と分かる授業の実施

分かる授業の実施など授業改善をすることで、授業中における社会性を育み円満な人間関係を構築する。

③ 道徳教育の充実

道徳の授業をはじめ、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、他者とともによりよく生きるための道徳性を養う。

④ 人権教育・同和教育の推進

お互いのことを尊重し、お互いを思いやる心を育て、人権意識を高める。

- ⑤ 社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成
異学年交流、中1ギャップ解消の取組、特別活動、全員遊びなどを通して、自己有用感、人間関係づくりの能力、困難に対して他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度、規範意識の4つの社会性を醸成する。
- ⑥ 児童による主体的な取組
いじめ見逃しゼロ絆集会、児童会・委員会など、児童が主体となる取組を通して、進んでいじめをなくそうとする態度を育てる。
- ⑦ 情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導
新潟県 SNS 教育プログラムを活用し、インターネットを適切に扱う技能を身に付け、情報モラルを守ろうとする態度を育てる。
- ⑧ ストレスに適切に対処できる力の育成
ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなどで、ストレスに適切に対応できる力を育てる。
- ⑨ 職員間の情報交換、情報共有、連携の強化
子どもへの指導や保護者への対応の記録をとり、生活指導主任が集約し、週1回の職員連絡会で、子どもの様子の情報交換をする。

(2) 早期発見のための取組

- ① いじめ認知・状況報告 年間累積シートへの記録
児童間のトラブルは、「いじめ認知・状況報告 年間累積シート」へ記録をする。累積シートに記録後は、生活指導主任に報告し、管理職や市教委もその内容を確認する。
- ② 定期的なアンケート等の実施
「ちょっと聞かせてアンケート」を毎月実施し、いじめにつながる兆候を掴む。記述があった児童との面談を通して、児童の気持ちに寄り添い、思いや悩みを把握する。
- ③ 教育相談の実施と充実
教師と児童が1対1で面談「ふれあいホットタイム」を年3回行う。この面談を通して、児童の気持ちにより添い、思いや悩みを把握する。
- ④ 相談、連絡窓口の設置と周知
生活指導主任を窓口し、または管理職にすぐに、全ての相談が挙げられるようにする。学年で相談を基本とするが、関係する職員が全て同席するようにする。連絡会で報告が必要な事案については周知するようにする。
- ⑤ 日頃からの児童の些細な変化の見取り、兆候への気付きと的確な関わり
生活指導研修を設け、児童の見取りと的確な関わりができるよう、力量を高めていく。
- ⑥ 保護者、地域からの情報の収集
保護者と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。特に、保護者からの連絡や相談には誠実に対応し、迅速に調査や報告を行い、正しい情報を共有する。また、下校時のボランティアの方など、地域の方から情報を集める。
※「新潟県いじめ等の対策に関する条例」では、県民に対して「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や、いじめ等が行われている「疑い」がある場合には、学校への通報を呼びかけている。

(3) いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

- ① 組織的な対応による事実確認
情報を集め、明確な事実の確認を行う。速やかに学年主任、生活指導主任と管理職に報告する。
- ② いじめられている児童の保護
児童のケアなど、緊急に対応すべきことを決定し、実行する。
- ③ いじめをしている児童への指導
加害者への指導や対応などを明確にする。
- ④ いじめられている児童の保護者への対応
被害者の家庭への支援方法などを明確にする。
- ⑤ いじめをしている児童の保護者への対応
加害者の家庭への支援方法などを明確にする。
- ⑥ その他の児童への対応
生徒のケアなど、緊急に対応すべきことを決定し、実行する。
- ⑦ 見附市教育委員会への報告、見附市教育委員会からの指導・支援による対応
見附市教育委員会への速やかな報告と速やかな対処の実施を行う。
- ⑧ 保護者、関係機関、専門機関と連携した対応
愛育会や必要に応じて警察などと連絡を取り合いながら対応する。

(4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

- ① 保護者・地域との連携による取組

- ア) 愛育会及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施
- イ) 学校運営協議会、学校関係者評価委員会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討
- ウ) 地区評議委員会、下校ボランティア、学校地域支援本部、教育活動の協力者等からの定期的な情報収集
- ② 保護者・地域への意識啓発
 - ア) 愛育会総会や生活指導だより等で、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組、保護者責務について伝え、意識啓発を行う。
 - イ) 「いじめ見逃しゼロ絆集会」を保護者及び地域住民の参加型で実施する。

(5) 関係機関等との連携

- ① 中学校区幼保小中の連携強化
 - ア) 年に2回、小中連絡会を開催し、情報交換を行う。
 - イ) 年に2回、幼保小連絡会を開催し、情報交換を行う。
- ② 地域の民生児童委員、主任児童委員等との定期的な情報交換
- ③ 見附警察署、児童相談所、見附市青少年育成センター、長岡少年サポートセンター等と連携する。
- ④ 聖母愛児園と連携し、研修会を実施する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。(「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。)

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ア) 学校が調査主体となる場合
 - ・ 組織による調査体制を整える。(公平性・中立性を確保するために第三者性が確保された組織となるように努める。)
 - ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。(調査を始める前に対象児童、保護者への事前説明を行う。)
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を見附市教育委員会に報告する。
 - ・ 見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
 - イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合
 - ・ 学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。

5 いじめ防止等の年間計画について

別紙「見附市立見附小学校におけるいじめ防止等のための年間計画」参照

6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C Aサイクルで取組を実施するとともに、保護者への「取組評価アンケート」等を活用し、定期的に取組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

【参考】

○ いじめの定義（法の第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ基本方針の策定（法の第13条）

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○ 組織の設置（法の第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○ 保護者の責務等（法の第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。